

## 宇多津町コミュニティバス広告掲示に関する取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、宇多津町コミュニティバス（以下「コミュニティバス」という。）の車両、停留所に掲示する広告（以下「広告」という。）の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(掲示基準)

第2条 広告の内容が、次の各号のいずれかに該当する内容を含む場合は、広告を掲示することができない。

- (1) 公序良俗に反する恐れがあるもの
- (2) 政治、宗教、社会問題に関するもの
- (3) 法令等に違反するもの
- (4) 個人の氏名を広告するもの
- (5) 町長が掲示することが適当でないと認めるもの

2 次の各号のいずれかに該当する業種又は事業者は、広告を掲示することができない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）で、風俗営業と規定される業種又はそれらに類似する業種
- (2) 貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）に規定する貸金業
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団等又はそれらの関連事業者
- (4) その他、地方自治体の性質等により広告を表示する業種又は事業者として適当でないと認められるもの

(広告の位置、規格及び掲示料)

第3条 広告の位置、規格及び掲示料は、別表のとおりとする。

(広告の掲示期間)

第4条 広告の掲示期間は、1か月単位とし、原則として1日から末日までとする。

2 広告掲示の開始日又は終了日が休日であるときは、休日の翌日をもって広告掲示の開始日又は終了日とする。

(広告掲示の申請)

第5条 広告の掲示を希望する者（以下「申請者」という。）は、宇多

津町コミュニティバス広告掲示申請書（様式第1号）により申請するものとする。ただし、宇多津町税の滞納がある者は、申請することができない。

（広告掲示の決定）

第6条 町長は、前条の規定により掲示の申請を受け付けたときは、第2条及び第3条の規定に基づき可否を決定し、宇多津町コミュニティバス広告掲示決定通知書（様式第2号）により申請者に通知する。

2 広告掲示希望が掲示枠の数を超えるときは、次の各号の順位により決定するものとする。

（1）公益法人及びこれらに類するもの

（2）町内に本社、支店、営業所、店舗を有する企業・事業者、又は町内で活動する団体

（3）掲示を希望する期間がより長いもの

3 前項の規定によっても、なお掲示枠の数を超えるときは、抽選により決定するものとする。

（広告掲示料の納付）

第7条 前条の規定により掲示する旨の通知を受けた者（以下、「広告主」という。）は、町長が指定する期日までに当該年度末までの広告掲示料を一括して納付しなければならない。

（原稿の作成及び提出）

第8条 広告主は、掲示しようとする広告の原稿を町長が指定する期日までに提出しなければならない。

2 広告の原稿は、広告主の責任及び負担で作成するものとする。

（費用負担）

第9条 広告物の作成費用及び取付費用、掲示期間が終了したとき、若しくは掲示を中止したときの撤去費用及び処分費用、破損時の修繕費用は、広告主が負担しなければならない。

2 広告物の取付け及び取り外しはコミュニティバス運行事業者（以下「運行事業者」という。）が行う。

3 広告掲示期間中に運行事業者の責において広告物の破損等が生じたときは、運行事業者が原状に回復しなければならない。

（広告掲示の取消し）

第10条 町長は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、広告掲示の決定を取り消すことができる。

（1）指定期日までに広告掲示料の納付がないとき。

(2) 指定期日までに広告の原稿の提出がないとき。

(3) コミュニティバスの車両及び運行等の都合により、広告を掲示することができなくなったとき。

(4) その他コミュニティバスの広告掲示が適切でないと町長が判断したとき。

(広告等の変更)

第 11 条 広告主は、広告の内容、広告のデザインを変更することができる。

2 広告主は、前項の規定により広告の内容、広告のデザインを変更しようとする場合は、宇多津町コミュニティバス広告掲示変更申請書（様式第 3 号）を町長に提出し、その承認を得なければならない。

3 町長は前項の規定による変更の内容について審査し、変更を承認するときは、宇多津町コミュニティバス広告掲示変更決定通知書（様式第 4 号）により、広告主に通知する。

(広告掲示の取下げ)

第 12 条 広告主は、宇多津町コミュニティバス広告掲示取下申請書（様式第 5 号）を提出して、広告掲示を取り下げることができる。

2 第 1 項の規定により広告の掲示を取り下げたときは、既納の広告掲示料は、返還しない。

(広告掲示料の返還)

第 13 条 既納の広告掲示料は、原則として返還しない。ただし、町長は、第 10 条第 3 号に規定する事由に該当したことにより広告掲示の決定を取り消したときは、既納の広告掲示料の一部又は全部を還付することができる。

(広告主の責務)

第 14 条 広告主は、コミュニティバスに掲示された広告の内容、広告のデザインについての一切の責任を負う。

2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと、及び広告の内容等に係る財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを、町長に対して保証しなければならない。

3 第三者から広告等に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決するものとする。

(譲渡等の禁止)

第 15 条 広告主は、コミュニティバスへの広告掲示に係る一切の権利に

ついて、他に譲渡又は転貸してはならない。

(その他)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

別表（第 3 条関係）

位置	サイズ（縦×横）	広告掲示料
車外（後面窓）	297mm×1550mm	8,000 円/月
車内上部	A 3 横（297mm×420mm）	3,000 円/月
車内掲示板	A 3 横（297mm×420mm）	4,000 円/月
停留所	105mm×297mm	3,000 円/月